

平成21年10月27日

資 料

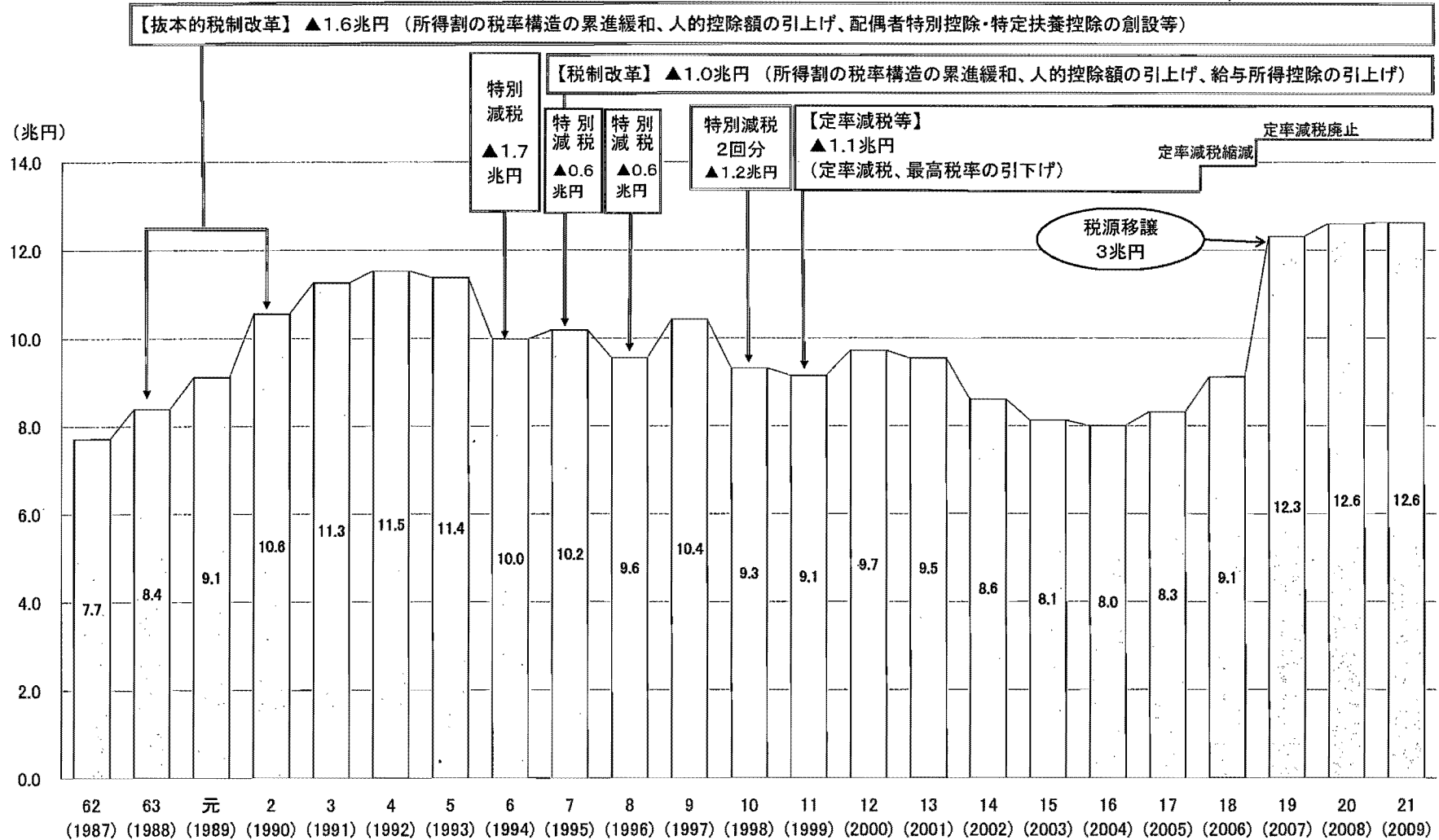
(個人所得課税[地方税])

目 次

・ 個人住民税収の推移	1
・ 個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)	2
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	3
・ 人的控除の概要(個人住民税)	4
・ 個人住民税の性格	5
(参考資料)	
・ 主要税目(地方税)の税収の推移	6
・ 個人住民税の概要	7
・ 現行の基礎的な人的控除の概要(個人住民税)	8
・ その他の所得控除制度の概要(個人住民税)	9

個人住民税収の推移

- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



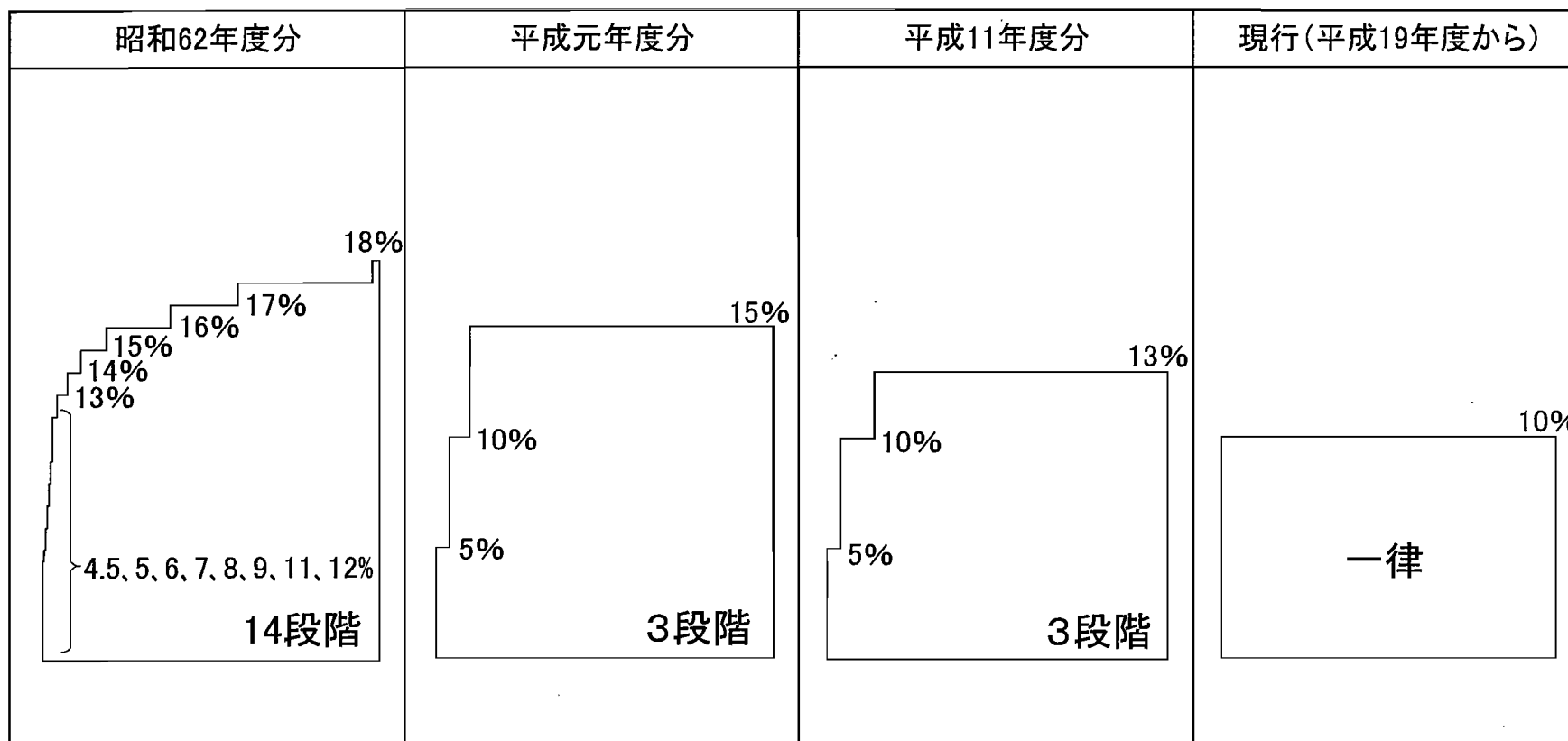
(注1) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画による。
 (注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(年度)

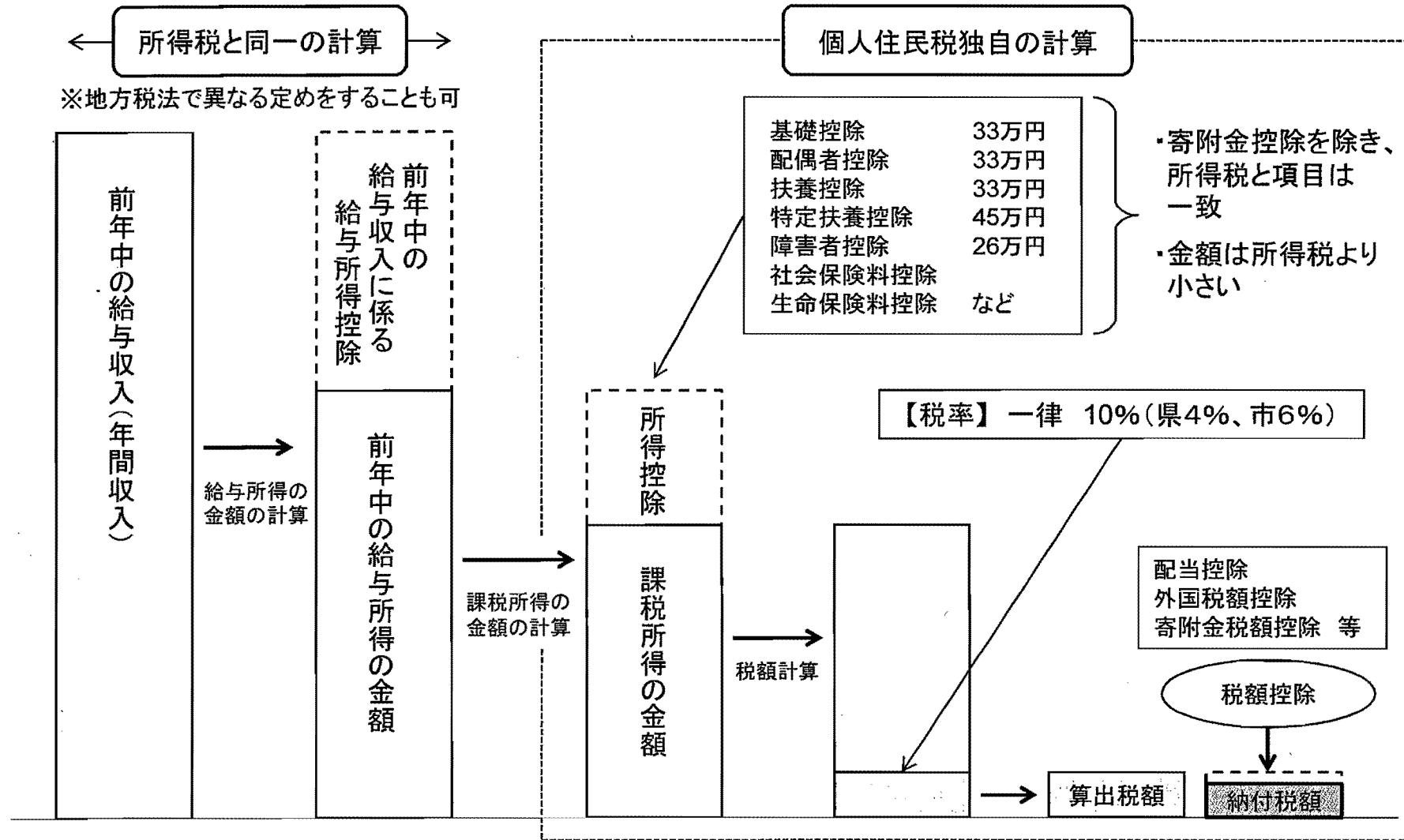
個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



人的控除の概要(個人住民税)

○ 人的控除については、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		減収額		
				個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	
基 礎 的 控 除	基 礎 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度	
	配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.5兆円程度	0.6兆円程度
		老 人 控 除 対 象 配 偶 者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円		
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	50億円程度	(200億円程度)(注)
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高33万円	最高38万円	300億円程度	300億円程度	
人 的 控 除	扶 養 控 除	扶 養 親 族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.6兆円程度	0.8兆円程度
		特 定 扶 養 親 族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	63万円	0.2兆円程度	0.5兆円程度
		老 人 扶 養 親 族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	0.1兆円程度	0.2兆円程度
	(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	80億程度	(200億円程度)(注)	
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	200億円程度	300億円程度	
特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度	
		(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円			40万円
	寡 婦 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	300億円程度	100億円程度	
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+4万円			+8万円
		寡 夫 控 除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	26万円			27万円
勤 労 学 生 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	26万円	27万円	1億円程度	10億円程度		

※1 個人住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出

※2 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計(財務省資料より)

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計

個人住民税の性格

個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの = 「負担分任の性格」



特定の政策目的を有する控除については、所得税と比べて適用対象、
控除額等を可能な限り限定してきたところ

(所得控除の例)

控除の種類	概 要	個人住民税	所 得 税
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	最高7万円 〔生命保険料及び個人年金 保険料のそれぞれについて 最高3万5千円〕	最高10万円 〔生命保険料及び個人年金 保険料のそれぞれについて 最高5万円〕
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	最高2万5千円	最高5万円

(税額控除の例)

特 例 措 置 名	個人住民税	所 得 税
特定の増改築等(バリアフリー・省エネ)に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除	無	有
既存住宅の耐震改修、既存住宅に係る特定の改修工事(バリアフリー・省エネ)をした場合の特別控除	無	有
青色申告者が試験研究を行った場合の特別控除	無	有
青色申告者がエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	無	有
青色申告者が情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別控除	無	有